



参考資料6

バーゼル条約第14回締約国会議の 結果について

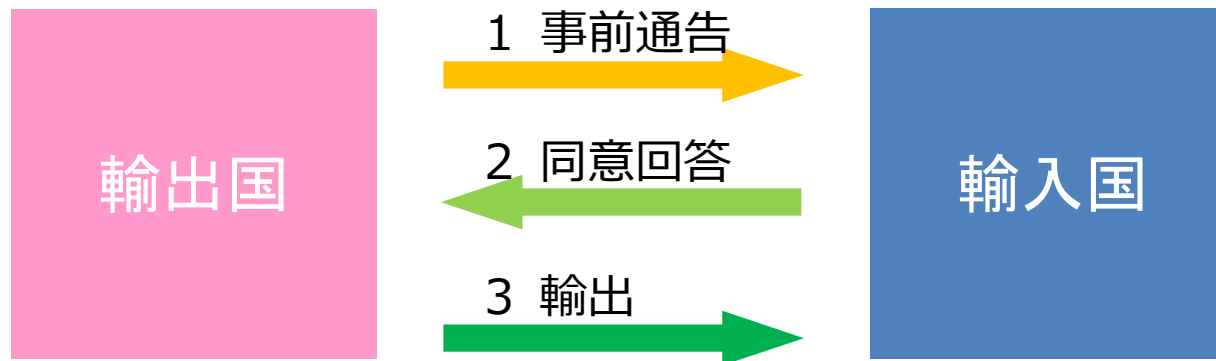
令和元年5月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課

- 1980年代に入り、ヨーロッパの先進国からの廃棄物がアフリカの開発途上国に放置されて環境汚染が生じるなどの問題が発生。
- 国連等で検討が行われた後、1989年3月、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の手続き等について規定した「バーゼル条約」が作成された。
※有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約
- 1992年5月5日効力発生。2018年7月現在、締約国数は186か国、EU（米国は締約国ではない）。
- 我が国は、1993年9月17日に同条約への加入書を寄託し、同条約は同年12月16日に我が国について効力を生じた。

- 有害廃棄物の輸出入を規制
 - 有害廃棄物の**国内処理の原則**
 - 輸出する際の**事前通告・同意取得の義務**
 - 不法取引が行われた際の**輸出国の再輸入等の義務**



対象物質

- ・附属書1のうち、附属書3の特性を有するもの
- ・附属書2に掲載されているもの

附属書1 (廃棄の経路・含有成分)

- 経路 (18経路)
 - ・ 医療行為から生ずる廃棄物
 - ・ 有機溶剤の製造に伴う廃棄物等
- 含有成分 (27種類)
 - ・ ヒ素
 - ・ 鉛等

附属書2 (特別の考慮を必要とする廃棄物)

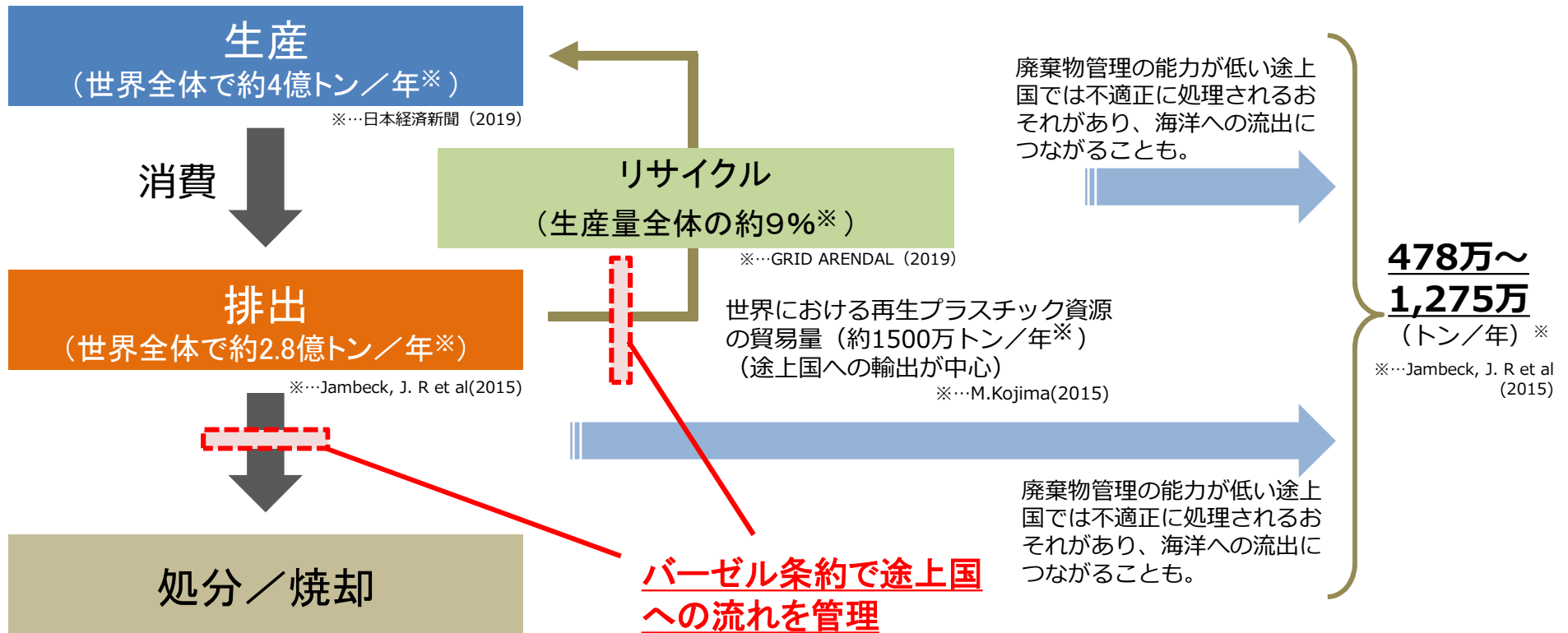
- 家庭から収集される廃棄物
- 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

附属書3 (有害性等)

- 爆発性
- 腐食性
- 急性毒性
- 慢性毒性 等

バーゼル条約附属書改正の背景(プラスチックごみ問題)

- 廃棄物の管理能力の低い途上国では、プラスチックごみが不適正に処理されるおそれがあり、その結果海洋への流出につながることも。
- バーゼル条約の附属書改正により、そのような途上国へのプラスチックごみの輸出を管理することが重要。



- 本年4月29日(月)～5月10日(金)にかけてジュネーブ(スイス)において開催。
- 我が国は、ノルウェーと共同で、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを条約の規制対象とする旨を提案し、今次会合において決定。
- 海洋プラスチックごみに関するパートナーシップの設立が決定。
- その他、技術ガイドライン等について採択等。
- 今後、国内の法的・技術的対応を進めるとともに、各種ガイドラインの改訂等の会期間の作業に積極的に貢献していく。

附属書改正

- 附属書では、条約の対象となる廃棄物の判断基準や範囲を示している。
- 日本とノルウェー等が附属書にプラスチックごみを追加することを共同提案し、今次会合において採択。
- 改正附属書は2021年(令和3年)1月1日から発効し、発効以降は条約の対象となるプラスチックの輸出には相手国の同意が必要。
- 会期間小部会を設置し、プラスチックごみの適正処理に関するガイドラインの改正について検討予定。

パートナーシップの設立

- プラスチックごみの環境上適正な管理の促進等のため、プラスチックごみに関するパートナーシップを設立することが決定。
- 同パートナーシップでは、プラスチックごみの削減等に関する各国の取組状況の情報収集や普及啓発等が行われる予定。

E-wasteガイドライン

- 正式名称: E-waste及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドライン
- 使用済み電気電子機器を再使用目的で輸出入する際の廃棄物と非廃棄物の識別に関する客観的な判断基準となるもの。
- COP12(2015)で暫定採択されたガイドラインの改正版を改めて暫定的に採択。

水銀廃棄物のガイドライン

- 今後会期間小作業部会を設置し、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインについて、水銀廃棄物の閾値等に関する議論等を反映することを決定。

有害廃棄物の処分に関する技術ガイドライン

- 「特別な設計を施した最終処分上に関するガイドライン(D5ガイドライン)」及び「陸上焼却に関するガイドライン(D10ガイドライン)」について会期間小作業部会を設置し改訂することが決定。

POPs廃棄物適正処理ガイドライン

- POPs廃棄物の適正処理に関するガイドライン(総合技術ガイドライン、SCCPガイドライン、HCBDガイドライン、BDEsガイドライン及びU-POPsガイドライン)について策定又は更新。
- 総合技術ガイドライン中で規定されるLPC(Low POP Content)*に関しては、HCBDのLPCを100及び1000mg/kgと規定(Deca-BDEやSCCPについては合意には至らず)。

※…POPsを含有しているとして環境上適正な処理の必要性の有無の判断の基となる閾値